○金融庁告示第百二十三号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第二号の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十七日

金融庁長官　三國谷勝範

許可番号　九州財務局長（信金代）第七号

信用金庫代理業者名　鹿児島信用金庫坊代理店　桑山　勉

主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南さつま市坊津町坊九千百八十九番地

許可年月日　平成十九年八月二十三日

所属信用金庫の商号　鹿児島信用金庫

失効年月日　平成二十二年九月三十日

○文部科学省厚生労働省告示第二号

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針を次のように定めたので公表する。

平成二十二年十二月十七日

文部科学大臣　高木　義明

厚生労働大臣　細川　律夫

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

目次

第１章　総則
　第１　目的
　第２　適用範囲
　第３　定義
第２章　配偶子の入手
　第１　配偶子の入手
　第２　インフォームド・コンセント
第３章　ヒト受精胚の取扱い
　第１　作成の制限
　第２　取扱期間
　第３　胎内への移植等の禁止
　第４　他の機関への移送
　第５　研究終了時の廃棄
第４章　研究の体制
　第１　研究機関
　第２　提供機関
　第３　研究機関と提供機関が同一である場合における当該機関の長等の要件
第５章　研究の手続
　第１　研究計画の実施
　第２　研究計画の変更
　第３　研究の進行状況の報告
　第４　研究の終了
　第５　個人情報の保護
　第６　研究成果の公開
第６章　雑則
　第１　指針不適合の公表
　第２　見直し
　第３　施行期日

第１章　総則

第１　目的

この指針は、生殖補助医療の向上に資する研究の重要性を踏まえつつ、生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行うものについて、ヒト受精胚の尊重その他の倫理的観点から、当該研究に携わる者が遵守すべき事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

第２　適用範囲

この指針は、受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行うもの（以下「研究」という。）を対象とする。

第３　定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　配偶子

ヒトの卵子又は精子をいう。

⑵　提供者

研究に用いる配偶子の提供者をいう。

⑶　インフォームド・コンセント

提供者が、研究者等から事前に研究に関する十分な説明を受け、当該研究の意義、目的及び方法並びに予測される結果及び不利益等を理解した上で、自由意思に基づいて与える配偶子の提供及びその取扱いに関する同意をいう。

⑷　研究機関

提供を受けた配偶子を用いて研究を実施する機関をいう。

⑸　提供機関

提供者から研究に用いる配偶子の提供を受ける機関をいう。

⑹　研究責任者

研究機関において、研究を遂行するとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいう。

⑺　研究実施者

研究機関において、研究責任者の指示を受け、研究に携わる者をいう。

⑻　組織の代表者等

提供機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

⑼　倫理審査委員会

研究の実施、継続又は変更の適否その他の研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的観点から審議するため、研究機関又は提供機関の長の諮問機関として各々の機関に置かれた合議制の機関をいう。

⑽　個人情報

生存する個人の提供者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により提供者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより提供者を識別することができることとなるものを含む。なお、死者に係る情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の提供者に係る個人情報となる。）をいう。

⑾　匿名化

提供を受けた配偶子に付随する個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりに提供者と関わりのない符号又は番号を付することをいう。匿名化には、次に掲げるものがある。

①　連結可能匿名化

必要な場合に提供者を識別できるように、当該提供者と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。

②　連結不可能匿名化

提供者を識別できないよう、当該提供者と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

第２章　配偶子の入手

第１　配偶子の入手

１　基本原則

⑴　提供者については、十分な同意能力を有する者に限るものとし、未成年者その他の同意能力を欠く者から配偶子の提供を受けてはならない。

⑵　配偶子の提供は、提供に伴って発生する実費相当額を除き、無償とするものとする。

２　提供を受けることができる卵子

卵子は、当分の間、次のいずれかに掲げるものに限り、提供を受けることができるものとする。

⑴　生殖補助医療（将来の生殖補助医療を含む。）に用いる目的で凍結保存されていた卵子であって、生殖補助医療に用いられなくなったもの。

⑵　非凍結の卵子であって、次に掲げるもの。

①　生殖補助医療に用いた卵子のうち、受精しなかったもの

②　生殖補助医療に用いる目的で採取された卵子であって、次に掲げるもの

イ　形態学的な異常等の理由により、結果的に生殖補助医療に用いることができない卵子

ロ　イ以外の卵子であって、提供者から研究に提供する旨の自発的な申出があったもの

③　疾患の治療等のため摘出された卵巣（その切片を含む。）から採取された卵子であって、生殖補助医療に用いる予定がないもの

第２　インフォームド・コンセント

１　インフォームド・コンセント

⑴　配偶子は、提供者の文書によるインフォームド・コンセントが取得された上で、提供を受けるものとする。また、インフォームド・コンセントを取得する者は、研究機関の長とする。

⑵　配偶子の提供に係るインフォームド・コンセントは、具体的な研究計画が確定していない段階において取得してはならない。